（２）　団体応援助成について

**現　行**

　別表第１（第２条関係）及び別表第２（第１１条及び第１４条関係）において、団体応援寄附については以下のようになっている。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 内　　　　　　　容 |
| 団体応援寄附 | 寄附者が、第６条に基づき登録された団体の中から助成先を指定できる寄附（ただし、次の条件を了承する場合に限る。）  (1) 団体への助成の決定については、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会において審議するため、その結果によっては、希望どおりに助成されない場合があること。  (2) 指定した団体が対象事業を実施しなかったり、助成額が寄附額を下回った場合は、寄附金の返還は行わないものとすること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 概　　　　要 | |
| 団体応援助成 | 内  容 | * 団体応援寄附で選ばれた団体に対し助成できる。   継続年数に制限なし |
| 助  成  額 | * 限度額　団体への寄附相当額に上限額２０万円を加算した額   助成率　事業費の２/３を上限 |

**変更後**

　・「団体応援寄附」の区分を廃止する。（※但し、これまでに頂いた団体応援寄

附に係る助成分は除く）

　 ・平成27年度分の助成においては、一般寄附からの加算は行なわない。

**変更理由**

・団体応援寄附については、２年間の実績は４件と少数である。

・団体応援寄附が少額の場合、その寄附額以上を一般寄附から充当せざる

　得ない場合も発生し、公平性の面で課題がある。

　　　・基金への寄附が思うように集まらない中、対象を絞り込み助成した方が

　　　　効果的である。

　　　以上のような理由から、「団体応援寄附」区分を廃止としたい。